

## 福岡県田川地区消防組合議会定例会の回数を定める条例

〔昭和 45 年 4 月 1 日〕  
〔 条 例 第 1 号 〕

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 102 条第 2 項の規定に基づく福岡県田川地区消防組合議会定例会の回数は、毎年 2 回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。